

沖合海底自然環境保全地域の指定 及び保全計画の決定について

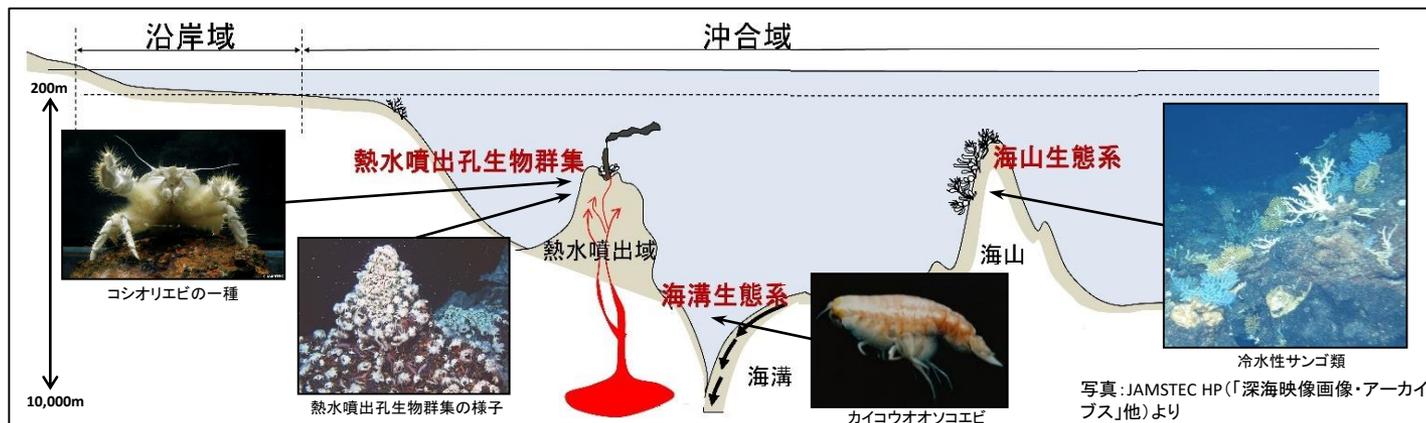
環境省 自然環境局
自然環境計画課

沖合海底自然環境保全地域制度

背景

- 我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。
- 国際的には、海洋の産業利用が進む一方、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。（愛知目標では、海域の10%を海洋保護区に設定することとなり、我が国では沿岸域を中心に8.3%が設定。）
- 国内においては、第三期海洋基本計画（2018年5月閣議決定）に沿って、沖合域において保護区の設定を推進し、保全と利用を両輪で進めていく方針。
- このため、自然環境保全法に基づく新たな保護区制度を創設し、予防的アプローチに基づき、現在有している科学的知見を基礎に保護区を指定し、順応的管理を行うこととし、ポスト2020生物多様性枠組等の国際的な議論にも積極的に貢献していく。

<沖合海底域の生態系のイメージ>



沖合海底自然環境保全地域制度

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する（指定の際には、中央環境審議会等の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議を行う）。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の区域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る水域

- 規制対象：

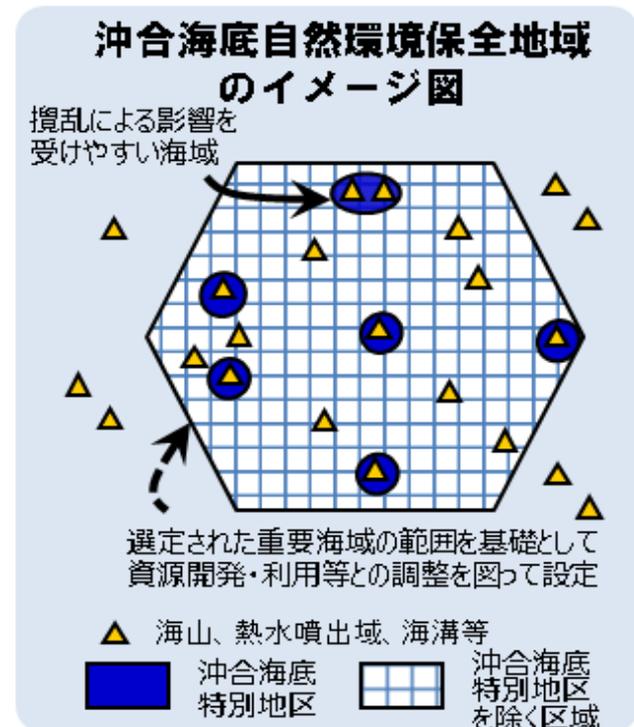
海底の形質を変更するおそれのある以下の行為

- 鉱物の掘採
- 鉱物の探査のうち環境大臣が定める方法によるもの（集中的サンプリング探査法（機器を用いて底質を集中的に収集する方法））
- 海底の動植物の捕獲等のうち環境大臣が定める方法によるもの（動力船によるえい航行為）

※ いずれも科学的調査は除く方針

- 規制方法：

沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制とする。



沖合海底自然環境保全地域制度

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する（指定の際には、中央環境審議会等の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議を行う）。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の区域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る水域

指定書

- 規制対象：

海底の形質を変更するおそれのある以下の行為

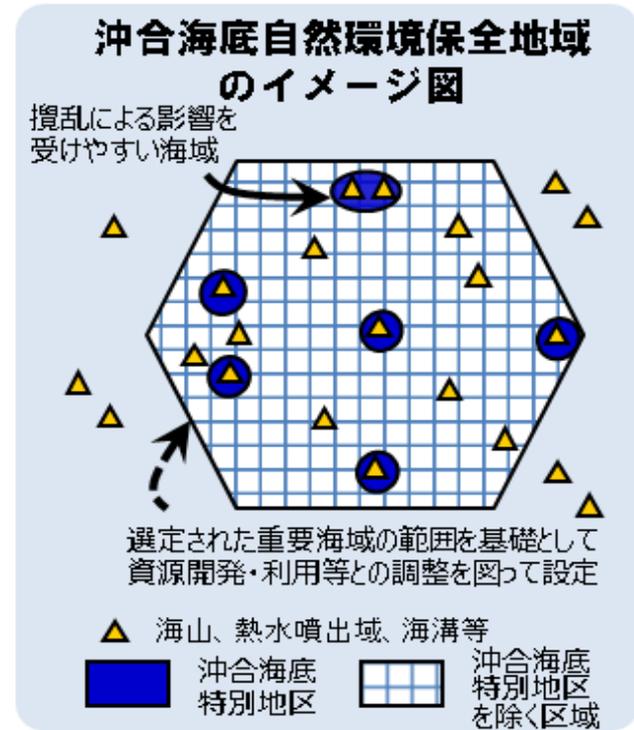
- 鉱物の掘採
- 鉱物の探査のうち環境大臣が定める方法によるもの（集中的サンプリング探査法（機器を用いて底質を集中的に収集する方法））
- 海底の動植物の捕獲等のうち環境大臣が定める方法によるもの（動力船によるえい航行為）

※ いずれも科学的調査は除く方針

保全計画書

- 規制方法：

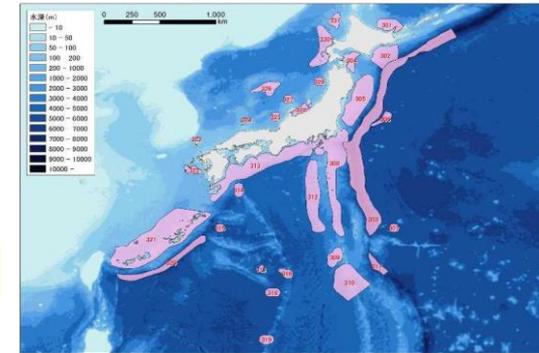
沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制とする。



指定方針・保全施策

指定方針

- 沖合海底域に係る**重要海域**※1を踏まえ、**海洋資源の開発・利用等を考慮**して候補地選定を行う。(基本方針※2より)
- 重要海域のうち、例えば**海山、熱水噴出域、海溝等**を対象として、可能な限りどの生態系の種類も、いずれかの海洋保護区に含めるように指定する。(答申※3より)
- **優先的・先行的**に保全を図る海域としては、**小笠原方面の沖合域**が有望な選択肢に該当する。(答申※3より)
- **自然的社会的諸条件の変化**が確認された場合は、海洋資源の開発・利用等も考慮しつつ、十分な協議、社会的な合意形成等を経て、**見直し**をできる。(基本方針※2より)



沖合海底域の重要海域

※1 生物多様性の観点から重要度の高い海域

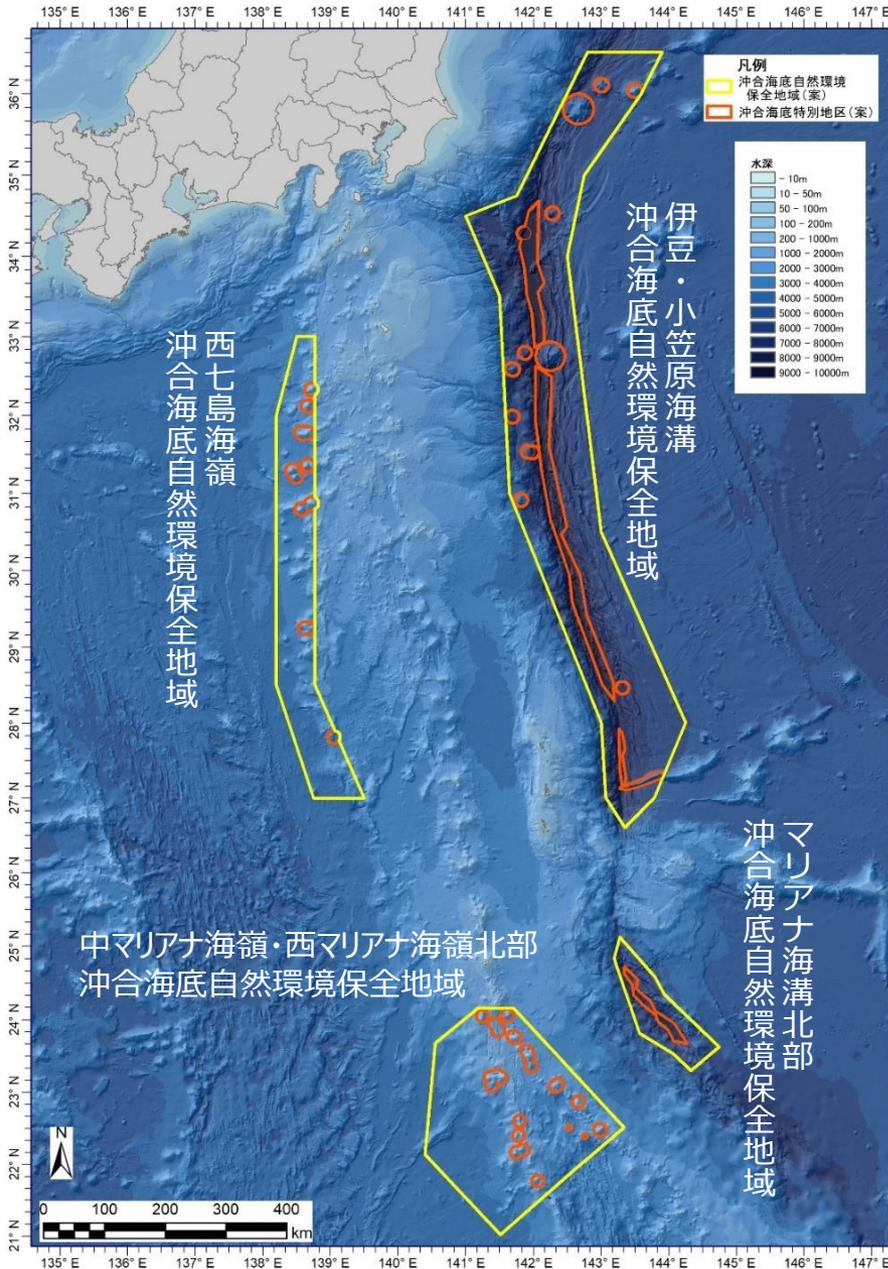
※2 自然環境保全基本方針

※3 生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について (答申)

保全施策 (基本方針※2より)

- 生態系構造上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区、特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、**保全対象を保全するために必要不可欠な核となるもの**については、**沖合海底特別地区**に指定し、保護を図る。
- 沖合海底特別地区に含まれない区域について、**緩衝地帯**としての役割が十分維持されるよう保全を図る。
- **科学的知見の充実**に努める。

沖合海底自然環境保全地域(案)



	面積 (km ²)	うち沖合海底 特別地区 (km ²)	生態系タイプ [°]		
			海溝	海山	熱水 噴出域
伊豆・小笠原 海溝	115,743	17,833	○	○	
中マリアナ海 嶺・西マリアナ 海嶺北部	63,281	5,137		○	○
西七島海嶺	36,576	2,925		○	
マリアナ海溝 北部	11,234	1,468	○		
計	226,834	27,363			

案どおり指定された場合、日本の海洋保護区が管轄水域（領海及び排他的経済水域）に占める割合は、現行の約8.3%から約13.3%となる。

※延長大陸棚は計算に含めていない。

海溝生態系

生態系の特徴

- 水深6,000mを超える場所で、海溝底は、全般に堆積物が多くバイオマスが大きい。
- 高水圧・低水温の過酷な環境条件下で他の環境と隔離されており、固有で独自の進化を遂げた種が多くみられる。

区域設定の考え方

- 水深が深く人為の影響から隔離され、海溝の地形的な特徴をよく表す海域を選定する。
- 区域は、海溝の地形的な範囲を水深等により考慮して（原則として水深6,000m以深）、保全上のまとまりをもって面的に定める。
- 沖合海底特別地区：海溝底の固有性・唯一性の高い生物の生息環境を、地形的に代表する海域



カイコウオオソコエビ

(Dally Magazine より)



チヒロクサウオ

(東京大学大気海洋研究所、3D-CT深海生物より)



ウミユリ類の大群落

(Oji et al., 2009より)

海山生態系

生態系の特徴

- 斜面域に、固着性の懸濁物食性の生物が生息する。
- 基底部から山頂までの比高が大きい海山は、地形や水深に応じて生物相が変化し、種の多様性が高いと考えられている。
- 日本で唯一確認されている、天然の鯨骨生物群集が存在する海山がある。

区域設定の考え方

- 人為の影響が少なく、海山が集中して分布する海域（海山群・海山列・海嶺）を選定する。
- 区域は、その構成要素である海山等の全部または主要な一部をまとめて含むように面的に定める。
- 沖合海底特別地区：原則として、脆弱な固着性の種や固有性・唯一性が高い種の確認地点、比高が大きく山頂の水深が浅い海山の山頂を基点とする5海里（約9.3km）の範囲



ウミハネウチワ属
(JAMSTEC BISMALより)



オオイトヒキイワシ
(JAMSTEC BISMALより)



ゲイコツマユイガイ/コシオリエビ上科
(JAMSTEC BISMALより)

熱水噴出域生態系

生態系の特徴

- 特異で固有性の高い、化学合成生態系。
- 高い密度で熱水噴出域に特有の生物群集がみられ、非常に生産性が高い。

区域設定の考え方

- 人為の影響が少なく、熱水噴出域が集中して分布する海域を選定する。
- 区域は、その構成要素である熱水噴出域の全部または主要な一部をまとめて含むように面的に定める。
- 沖合海底特別地区：原則として、熱水噴出域の中心から2海里（約3.7km）の範囲



サツマハオリムシ
(JAMSTEC BISMALより)



ユノハナガニ
(JAMSTEC BISMALより)



オウギガニ科, 二枚貝綱, イソギンチャク目
(JAMSTEC BISMALより)

保全のための調査に関する事項その他必要な事項

- 本地域の自然環境の保全に当たっては、科学的知見の充実を図ることが重要であるため、必要に応じ、関係行政機関等の協力を求め、自然環境の保全に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等を推進していくものとする。また、本地域の管理に当たっては、関係行政機関等と相互に緊密に連絡し、協力することとする。
- 自然的社会的諸条件の変化も踏まえつつ、おおむね10年ごとに点検を行うこととする。